

定期積金（スーパー積金）

平成30年4月16日現在

商品名	定期積金（スーパー積金）
販売対象	・個人の方および法人、地公体、権利能力なき社団・財団、任意団体 等
期間	・6ヶ月以上5年以内
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・定期にわたり掛金の払込みができます。 ・1,000円以上 ・1,000円の整数倍
払戻方法	・満期日以後に一括して給付契約金をお支払いします。
利息 (1)適用金利 (2)給付補填金の支払方法 (3)計算方法	・固定金利 ・ご契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以降に一括してお支払いします。 ・給付補填金は付利単位を100円として契約期間における掛金残高に年利回りを乗じて計算します。
税金	・お利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（マル優のご利用はできません。） ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人は法人課税（非課税対象先もあります）となります。
手数料	不要です。
付加できる特約事項	・普通預金・無利息型普通預金・当座預金から自動振替による受入ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この定期積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。 ①、初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通預金利率 ②、初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定利回り×60%（但し、解約日における普通預金利率を下限とします。）
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボード、当庫ホームページ内「預金金利情報」「商品サービスのご案内」または窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」（9時～17時、電話：0120-964-522）にお申し出ください。 紛争解決措置 富山県弁護士会紛争解決センター（電話：076-421-4811）金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076-221-0242）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記「ご意見・ご要望受付窓口」（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 尚、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地区の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間を繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合により遅延利息をいただきます。 ・満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象となります。預金保険によって元本1,000万円までとその給付補填金が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）